

鶴ヶ島市イベント開催に関する基本方針

(令和3年12月1日より適用)

イベントの企画・実施に当たり、開催の可否及び開催する際の基準、遵守事項として、本方針を取りまとめました。

市以外の団体等が主催するイベント等に対しても、本方針と同様の対応を求めるとします。

なお、市内の新型コロナウイルス感染状況、国及び埼玉県における各種措置の状況等を踏まえ、適宜、規模要件等を見直します。

※イベント等とは市民等の参加を募って行う屋内外の催しで講演会、展示会、説明会等も含む。

1 不特定多数の方が参加するイベント等

イベント等の内容や実施環境を踏まえ、徹底した感染防止対策を講じたうえで開催できるものとする。

【開催を判断するための目安】

- ① 参加人数の抑制や入場整理等により密集の回避を図ることができる。
- ② 人が多数集まる密集の場面及び、間近での会話や発声をする密接場面が想定されない。
- ③ 参加者の行動管理や誘導などのほか、手指の消毒設備、マスクの着用など適切な感染症防止対策を講じることができる。
- ④ 近接した距離での声援や大声での発声が想定されない。
- ⑤ 飲食を伴うイベント等については、提供（販売）時における感染症対策の徹底を図るとともに、飲食場所についても、3つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されない。
- ⑥ 上記のほか、開催を予定しているイベント等の特性や状況に応じた必要な対策及び、業種別或いは各種団体が作成するガイドラインに基づく感染防止対策を講じることができる。

2 上記以外のイベント等

次の(1)～(8)の事項を実施できる環境等が整った場合には、各課において判断し開催する。

(1) 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されないこと。

① 密閉対策

適切に換気ができる状態にあること。(適切な換気システムによる持続的換気または1時間に10分程度の定期的な換気)

② 密集対策

十分な座席の間隔（四方を空けた配置など）を確保し、お互いの距離について1m以上を目安に空けるなどの対応が可能であること。

③ 密接対策

近接した距離での会話等が想定されないこと。

(2) 感染防止対策として、マスクの着用、手指の消毒設備、入場者の制限や誘導などが適切に講じられること。(入場制限の対象：高熱や咳など体調不良の方や過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴のある方など)

- (3) イベント内容に大声での発声（歌唱や声援）、呼気が激しくなるような運動（ダンス等）が想定される場合には、接触感染及び飛沫感染等についてより一層の感染防止対策を講じること。
- (4) 参加者に対して、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、マスク着用等により感染予防策をとって参加していただくよう周知すること。
- (5) イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること。
（イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため）
- (6) イベント等の開催当日は、3つの密を発生させないことや感染防止を徹底するための注意事項を記載したチラシの配布、あるいは開始前の時間や休憩時間に注意事項をアナウンスするなどの対応を工夫して実施すること。
- (7) 予定しているイベント等の内容を踏まえ、業種別或いは各種団体が作成するガイドラインに基づく感染防止対策を講じること。
- (8) イベント終了時は各課主催者の責任において、施設内の清掃、消毒を実施すること。